

障 障 発 ● ● 第 ● 号
令 和 ● 年 ● 月 ● 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について

福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「特別加算」という。）（以下、処遇改善加算、特定加算、特別加算を総称する場合「処遇改善加算等」という。）の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「障害者における算定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号。以下「障害児における算定基準」という。）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、令和3年度の処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係る届出から適用することとし、令和2年3月6日付け障障発0306第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、令和2年度の処遇改善加算等の実績報告書等の作成に当たっては、従前のとおりとする。

記

第1 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算

1. 基本的考え方

処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金（以下「助成金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てる目的に創設されたものである。

このため、当該助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、原則として当該助成金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

平成27年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、事業主が福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、福祉・介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、福祉・介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、福祉・介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう処遇改善加算を拡充したものである。

平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害福祉人材の職場定着の必要性、障害福祉サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる処遇改善加算の拡充を行ったものである。

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、処遇改善加算区分（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、要件の一部を満たさない事業者に対し、低い単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率の低さや報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間を設け、これを廃止することとしたものである。

2019年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、特定加算を創設し、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めたものである。

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、平成30年度改定において一定の経過措置期間を設けて廃止することとしていた処遇改善加算（Ⅳ）及び

(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止することとしたものである。その際、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、1年間に限り従前の算定を可能とする経過措置を設けることとしている。併せて、加算率の算定方法及び職場環境等要件の見直しを行ったものである。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算等の算定対象外とする。

2. 処遇改善加算において対象となる職種

処遇改善加算において対象となる福祉・介護職員は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（※1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

※1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「障害児通所支援の人員基準」という。）に規定する、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

なお、障害福祉サービス経験者については、障害児通所支援の専門性及び質の向上に向けた人員基準の見直しにより廃止することとしているが、2年間の経過措置を設けることとしているため、令和5年3月31日までに限り、対象職種とする。

※2 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

3. 処遇改善加算等の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 処遇改善加算等の仕組み

処遇改善加算等は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く。）を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとする。サービス別加算率については、別紙1表1を参照すること。

(2) 処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

具体的には、賃金改善は、処遇改善加算と特定加算による賃金改善とを区別した上で、障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除いた賃金の水準と、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を含む処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善後の賃金水準との差分により判断する。なお、比較時点において勤務実績のない職員については、当該職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

② 賃金改善に係る留意点

処遇改善加算等を取得した障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた基準を満たす必要がある。なお、当該基準の達成に向けて取り組む費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

一 処遇改善加算

障害者における算定基準第二号イ(7)又は障害児における算定基準第二号イ(7)（以下「キャリアパス要件」という。）及び障害者における算定基準第二号イ(8)又は障害児における算定基準第二号イ(8)（以下「職場環境等要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）

二 特定加算

障害者における算定基準（※1）又は障害児における算定基準（※2）

※1 障害者における算定基準：「第三号イ(5)、第十七号イ(5)（以下「配置等要件」という。）」、「第三号イ(6)、第十七号イ(6)、第二十一号ホ(6)（以下「処遇改善加算要件」という。）」、「第三号イ(7)、第十七号イ(7)、第二十一号ヘ（以下「職場環境要件」という。）」、「第三号イ(8)、第十七号イ(8)、第二十一号ト（以下「見える化要件」という。）」

※2 障害児における算定基準：「第三号イ（5）（以下「配置等要件という。」）、
 「第三号イ（6）、第十の三号ホ（以下「処遇改善加算要件」という。）」、「第三号イ（7）、第十の三号ヘ（以下「職場環境要件」という。）」、「第三号イ（8）、
 第十の三号ト（以下「見る化要件」という。）」

4. 計画書の作成

(1) 処遇改善加算

① 賃金改善計画書の記載

処遇改善加算（I）～（III）を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準第二号イ（2）又は障害児における算定基準第二号イ（2）に定める福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員等特定処遇改善計画書と総称して以下「障害福祉サービス等処遇改善計画書」という。）を、次の一から四までに掲げる記載事項等について、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により作成すること。

一 処遇改善加算の見込額(別紙様式2-1の2(1)③)（特定加算を併せて取得する場合は、別紙様式2-1の2(2)③)
 (処遇改善加算の見込額の計算)

$$\text{処遇改善加算の見込額} = a \times b \times c \quad (1\text{円未満の端数切り捨て})$$

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の支払明細書に基づく障害福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算等の額を除く。)を12で除したもの。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により一月あたり障害福祉サービス等報酬総額を推定するものとする。

b サービス別加算率(別紙1表1)

c 賃金改善実施期間

二 賃金改善の見込額(別紙様式2-1の2(1)④)（特定加算を併せて取得する場合は、別紙様式2-1の2(2)④)

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる）の総額であって、一の額を上回る額とする。

なお、処遇改善加算のみを取得する場合は、以下aの額からbの額を差し引いた額とし、特定加算を併せて取得する場合は、以下cの額からdの額を差し引いた額とする。

a 処遇改善加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員の賃金の総額

b 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額

処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の福祉・介護職員の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員の賃金の総額を推定するものとする。

c 処遇改善加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた「経験

・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」の賃金の総額（特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除く。）

d 前年度の「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」の賃金の総額

処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」の賃金の総額を推定するものとする。

三 賃金改善実施期間(別紙様式2-1の2(1)⑤)（特定加算を併せて取得する場合は、別紙様式2-1の2(2)⑤）

原則として、4月（年度の途中で加算を取得する場合、当該加算を取得した月）から翌年の3月までの期間とする。

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法(別紙様式2-1の2(4))

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。また、処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

② キャリアパス要件等に係る記載

キャリアパス要件等については、取得する処遇改善加算の区分に応じた事項を障害福祉サービス等処遇改善計画書に記載すること。

（キャリアパス要件Ⅰ）

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を

定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅱ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅲ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。

一 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること

二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(職場環境等要件)

処遇改善加算を算定する年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（別紙1表5参照）を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、前年度から継続して処遇改善加算を算定する事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めて差し支えないこととする。

(処遇改善加算の算定要件)

取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。

イ 処遇改善加算（I）については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。

ロ 処遇改善加算（II）については、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。

ハ 処遇改善加算（III）については、キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。

(2) 特定加算

① 配分対象と配分方法

一 賃金改善の対象となるグループ

特定加算による賃金改善を行うに当たり、「経験・技能のある障害福祉人材」を定義した上で、障害福祉サービス事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振ること。

a 経験・技能のある障害福祉人材

以下のいずれかに該当する職員であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。

具体的には、以下の要件に該当するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。

- ・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

b 他の障害福祉人材

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

c その他の職種

障害福祉人材以外の職員をいう。

二 配分対象における職員分類の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、以下の職員分類の変更を行うことができる。

ただし、当該特例の趣旨に沿わない計画（特段の理由がない職員分類の変更や、職員分類の変更特例の例示（別紙1表6及び7）に例示されていない特性かつ同じ特性により多数の職員の分類変更を行う場合）については、詳細な理由の説明を求ることとする。

a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、別紙1表6の例示を参考にした上で、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができる。

b 通常の分類では「その他の職種」に分類される職員であって、別紙1表7の例示を参考にした上で、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、「他の障害福祉人材」に分類することができる。ただし、賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る者の分類は変更できないものとする。

三 事業所における配分方法

実際の配分に当たっては、一aからcそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。この場合、三aからc内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。

a 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでなく、当該要件は満たしているものとする）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求ることとする。

- 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

b 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費

用の見込額の平均を上回ること。

- c 他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでなく、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均は、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均と同じ範囲まで設定可能とする。
- d その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。

② 賃金改善計画の記載

特定加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準（※1）及び障害児における算定基準（※2）に定める福祉・介護職員等特定待遇改善計画書（福祉・介護職員待遇改善計画書と総称して以下「障害福祉サービス等待遇改善計画書」という。）を、次の一から七までに掲げる記載事項等について、別紙様式2-1及び別紙様式2-3により作成すること。

※1 障害者における算定基準：第二号イ（2）、第三号イ（2）、第十七号イ（2）、第二十一号ロ

※2 障害児における算定基準：第二号イ（2）、第三号イ（2）、第十の三号ロ

一 特定加算の見込額別紙様式2-1の2（3）④

4（1）①一の規定を準用する。

二 賃金改善の見込額（別紙様式2-1の2（3）⑤）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

- a 特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額（待遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除く。）

- b 前年度の賃金の総額

特定加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の賃金の総額（待遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定するものとする。

三 グループごとの平均賃金改善額（別紙様式2-1の2（3）⑥）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額のグループごとの平均額（aの額をb及び六の賃金実施期間で除して算出した額）をいう。

a 一の特定加算の見込額

b 前年度の一月当たり常勤換算職員数（小数点第2位以下切り捨て）

原則として、当該計画書を提出した前月の常勤換算職員数をいう。ただし、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能とする。

四 前年度のグループごとの平均賃金額（月額）

特定加算を取得する前年度のグループごとの平均賃金額（月額）（aの額をbで除した額）をいう。（実績報告書においてグループごとの平均賃金改善額を確認するために用いるもの。）

a 前年度の賃金の総額

特定加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）。

b 前年度の常勤換算職員数（小数点第2位以下切り捨て）

特定加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の常勤換算職員数（その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能。）

五 「経験・技能のある障害福祉人材」のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の見込数

六 賃金改善実施期間（別紙様式2-1の2（3）⑦）

4（1）①三の規定を準用する。

七 特定加算における職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式2-4）

職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合、特例の種別、該当職員の職種、特性、人数についてできる限り具体的に記載すること。

③ 賃金改善を行う賃金項目及び方法（別紙様式2-1の2（4））

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。また、処遇改善加算等の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

④ 賃金改善以外の要件に係る記載

次に掲げる要件について、取得する特定加算の区分に応じて、障害福祉

サービス等処遇改善計画書に記載すること。

(職場環境等要件)

特定加算を算定する年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙1表5の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。

ただし、前年度から継続して特定加算を算定する事業所において、当該年度に実施できない合理的な理由がある場合は、例外的に前年度の取組実績をもって、要件を充たすものとして認めて差し支えないこととする。

(配置等要件)

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件が無い。

(処遇改善加算要件)

処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算（Ⅰ）については、配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算（Ⅱ）については、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件が無いため、特定加算の区分は1つ（区分無し）となる。

5. 実績報告書等の作成

(1) 処遇改善加算

処遇改善加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準第二号イ(4)又は障害児における算定基準第二号イ(4)の規定に基づき、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3-1及び3-2の障害福祉サービス等処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

- 一 処遇改善加算の総額(別紙様式3-1の2(1)①)(特定加算を併せて取得した場合は、別紙様式3-1の2(2)①)
- 二 賃金改善所要額(別紙様式3-1の2(1)②)(特定加算を併せて取得した場合は、別紙様式3-1の2(2)②)

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の增加分に充当した場合は、その額を含む。)の総額であって、一の額を上回る額を記載する。

なお、処遇改善加算のみを取得する場合は、以下aの額からbの額を差し引いた額とし、特定加算を併せて取得する場合は、以下cの額からdの額を差し引いた額とする。

- a 福祉・介護職員に支給した賃金の総額
- b 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(4(1)①二bの額)
- c 「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」に支給した賃金の総額(特定加算を取得し実施された賃金改善額を除く。)
- d 前年度の「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」の賃金の総額(4(1)①二dの額)

(2) 特定加算

特定加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、障害者における算定基準(※1)又は障害児における算定基準(※2)の規定に基づき、各事業年度における最終の特定加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3-1及び3-2並びに該当者がいる場合は3-3の障害福祉サービス等処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

※1 障害者における算定基準:第三号イ(4)、第十七号イ(4)、第二十一号二

※2 障害児における算定基準:第三号イ(4)、第十の三号二

- 一 特定加算の総額(別紙様式3-1の2(2)①)
- 二 賃金改善所要額(別紙様式3-1の2(2)②)

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の增加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（a の額から b の額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額とする。

a 対象職員に支給した賃金の総額（処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除く。）

b 前年度の賃金の総額（4（2）②二 b の額）

三 グループごとの平均賃金改善額（別紙様式3－1の2（2）③）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要するグループごとの平均額（a の額を b で除したもの。）から c の額を差し引いたものをいう。

a 各グループにおける、職員に支給した賃金の総額（処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除く。）

b 当該グループの対象人数（原則として常勤換算方法によるものとする。ただし、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能とする。）

c 前年度のグループごとの平均賃金額（月額）（4（2）②四の額）

四 「経験・技能のある障害福祉人材」のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数（当該者を設定できない場合はその理由）

五 特定加算における職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式3－3）

職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合、特例の種別、該当職員の職種、特性、人数についてできる限り具体的に記載すること。

6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

7. 都道府県知事等への届出

(1) 処遇改善加算等の届出

処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、障害福祉サービス事業所等ごとに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等(当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は市町村長とする。以下同じ。)に提出するものとする。

(2) 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

別紙様式2-2又は2-3に含まれる障害福祉サービス事業者等の指定権者である都道府県知事等に、別紙様式2-1から2-3を届け出なければならない。

8. 令和3年度当初の特例

「令和3年度以降における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて（令和3年2月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においてお示したとおり、令和3年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする障害福祉サービス事業者等（令和2年度から引き続き取得する事業所等を含む）は、同年4月15日（木）までに計画書等を都道府県知事等へ提出する。

9. 都道府県知事等への変更等の届出

(1) 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する際に提出した障害福祉サービス等処遇改善計画書、計画書添付書類に変更（次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から⑥までに定める事項を記載した変更の届出を行う。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
 - ・ 処遇改善加算については、別紙様式2-1の2（1）（特定加算を併せて取得する場合は、別紙様式2-1の2（2））及び別紙様式2-2
 - ・ 特定加算については、別紙様式2-1の2（3）及び別紙様式2-3

- ③ 就業規則を改正（職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合又は処遇改善加算（Ⅲ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。）があった場合は、障害福祉サービス等処遇改善計画書における賃金改善計画、キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容
- ⑤ 特定加算に係る配置等要件に関する適合状況に変更あり、該当する特定加算の区分に変更が生じる場合は、障害福祉サービス等特定処遇改善計画書における配置等要件の変更に係る部分の内容
なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行うこと。
- ⑥ 別紙様式2－1の2（1）④ii、2－1の2（2）④ii、2（3）⑤ii、⑥ivの額に変更がある場合（上記①から⑤までのいずれかに該当する場合及び9（2）に該当する場合を除く。）

（2）特別事情届出書

事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この9において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下①から④までの事項を記載した別紙様式4の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。なお、年度を超えて対象職員の賃金水準を引き下げるようになった場合は、次年度の処遇改善加算等を取得するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

また、対象職員の賃金水準を引き下げた後に①に掲げる状況が改善した場合には、可能な限り速やかに対象職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻すこと。

- ① 処遇改善加算等を取得している障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 対象職員の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び対象職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 対象職員の賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

10. 処遇改善加算等の停止

都道府県知事等は、処遇改善加算等を取得する障害福祉サービス事業者等が次の（1）又は（2）に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算等の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算等を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して障害福祉サービス等処遇改善計画を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

- （1）処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら（2）の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満さない場合
- （2）虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

11. 処遇改善加算等の取得要件の周知・確認等について

都道府県等においては、処遇改善加算等を算定している障害福祉サービス事業所等が各加算の取得要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。

- （1）賃金改善方法の周知について

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について障害福祉サービス等処遇改善計画書や情報公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

- （2）障害福祉サービス等処遇改善計画書等について

都道府県等が障害福祉サービス事業所等から障害福祉サービス等処遇改善計画書を受け取る際には処遇改善加算等の「見込額」と「賃金改善の見込額」を、実績報告書を受け取る際には処遇改善加算等の「加算総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。特定加算については、グループごとの「平均賃金改善額」についても、同様に確認すること。

- （3）労働法規の遵守について

処遇改善加算等の目的や、障害者における算定基準第二号イ(5)又は障害児における算定基準第二号イ(5)を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

12. 処遇改善加算（IV）及び（V）の廃止について

「1. 基本的考え方」で示したとおり、処遇改善加算（IV）及び（V）は令和3年3月31日をもって廃止する。その際、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。なお、処遇改善加算（IV）及び（V）の加算額の計算に当たっては、令和3年度の処遇改善加算（III）の加算率を用いて、加算（IV）は（III）の加算率に0.9を、加算（V）は（III）の加算率に0.8を乗じることによって算出するものとする。

処遇改善加算（IV）及び（V）を取得している障害福祉サービス事業者等に対しては、「障害福祉サービス等支援体制整備事業」等を活用することにより、当該事業者が、より上位の区分（処遇改善加算（I）から（III）までをいう。）の加算を取得できるように、積極的な働きかけを実施されたい。

13. その他

（1）処遇改善加算等の文書に係る負担軽減に関する取組について

障害福祉サービス事業所等の事務負担・文書量の削減の観点から、処遇改善加算等の様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

- ① 別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。
- ② 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての障害福祉サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。
- ③ 別紙様式について押印は要しないこと。

（2）処遇改善加算等の取得促進について

都道府県等におかれては、障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算等の新規取得や、より上位の区分の取得に向けた支援を行う「障害福祉サービス等支援体制整備事業」を活用されたい。

（3）人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）について

介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするためには、将来を見通せるような賃金体系が明確になっていることが重要であることから、各都道府県労働局において、介護労働者のために賃金制度を整備し、離職率の低下に取り組む障害福祉サービス等事業主に対する助成を実施している。加算の取得と併せて、本助成を活用できる場合があることから、障害福祉サービス等事業者が加算を取得しようとする場合には、適宜案内されたい。

また、本助成金を受給するに当たっては、賃金制度の整備前に計画を作成し、管轄都道府県労働局の認定を受ける必要があることについて、受給を希望する障害福祉サービス等事業者への助言をお願いする。

※ 人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース）のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00007.html

第2 福祉・介護職員処遇改善特別加算

1. 基本的考え方

特別加算は、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、処遇改善加算の要件を緩和した一定額の加算であり、助成金の対象とされていなかった障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めることを目的として創設されたものである。

このため、特別加算は、基本的には助成金の交付を受けていなかった障害福祉サービス事業者等を対象とするものであるが、助成金の交付を受けていた障害福祉サービス事業者等についても、原則として当該助成金による賃金改善の水準を維持した上で特別加算を算定することは差し支えない。

特別加算については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止することとした。その際、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設ける。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外とする。

また、特別加算は、処遇改善加算とのいずれかを選択するものとし、併算定することはできない。

2. 対象となる職種

特別加算は、次のいずれかの職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば加算の対象となるものであり、加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金改善に充てることも差し支えない。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（注1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

注1 障害福祉サービス経験者とは、障害児通所支援の人員基準に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

注2 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となること。

3. 特別加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 特別加算の仕組み

特別加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとする。サービス別加算率については、別紙1表1を参照のこと。

(2) 特別加算の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、特別加算の算定額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等を含む。）の改善（以下第2において「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、第1の9(2)の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

② 賃金改善に係る比較時点の考え方について

賃金改善は、処遇改善加算に準じた差分計算により算定する。なお、比較時点において勤務実績のない福祉・介護職員等については、当該福祉・介護職員等と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善計画書の作成

特別加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、改定前の障害者における算定基準第三号口又は改定前の障害児における算定基準第三号口に定める福祉・介護職員等処遇改善計画書を、次の一から四までに掲げる記載事項等について、別紙様式5-1及び別紙様式5-2により作成すること。

一 特別加算の見込額（別紙様式5-1の2(1)③）

第1の4(1)①一の規定を準用する。

二 賃金改善の見込額（別紙様式5-1の2(1)④）

各障害福祉サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額

a 特別加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員等の賃金の総額

b 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の福祉・介護職員等の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額を推定するものとする。

三 賃金改善実施期間（別紙様式5－1の2（1）⑤）

原則として、4月から翌年の3月までの期間とする。

四 賃金改善を行う賃金項目及び方法（別紙様式5－1の2（2））

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。また、処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

（4）その他

特別加算の目的や、改定前の障害者における算定基準第三号ホ又は改定前の障害児における算定基準第三号ホを踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

5. 準用

「第1 福祉・介護職員処遇改善加算（I）～（III）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算」のうち、「5. 実績報告書等の作成」、「6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示」、「7. 都道府県知事等への届出」、「8. 令和3年度当初の特例」、「9. 都道府県知事等への変更等の届出」、「10. 処遇改善加算等の停止」、「11. 処遇改善加算等の取得要件の周知・確認等について」、「13. その他」の規定は、特別加算について準用する。ただし、「9. 都道府県知事等への変更等の届出」については、キャリアパス要件等届出書に関する規定を除くものとする。

また、「処遇改善加算」とあるのは「特別加算」に、「福祉・介護職員」とあるのは「福祉・介護職員等」と読み替えるものとし、「7. 都道府県知事等への届出」のうち「別紙様式2－2又は2－3」とあるのは「別紙様式5－2」に、「別紙様式2－1から2－3」とあるのは「別紙様式5－1及び5－2」と読み替えるものとする。

第3 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）

1. 基本的考え方

第1において示したとおり、処遇改善加算（IV）及び（V）については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止することとした。その際、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで従前の算定を可能とする経過措置を設けることとしている。なお、処遇改善加算（IV）及び（V）の加算額の計算に当たっては、令和3年度の処遇改善加算（III）の加算率を用い、加算（IV）は（III）の加算率に0.9を、加算（V）は（III）の加算率に0.8を乗じることによって算出するものとする。

2. 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

（1）賃金改善計画書の記載

処遇改善加算（IV）又は（V）を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、改定前の障害者における算定基準第二号二、ホ又は改定前の障害児における算定基準第二号二、ホに定める福祉・介護職員処遇改善計画書を、次の①から④までに掲げる記載事項等について、別紙様式5－1及び別紙様式5－2により作成すること。

- ① 加算の見込額（別紙様式5－1の2（1）③）
第1の4（1）①一の規定を準用する。
- ② 賃金改善の見込額（別紙様式5－1の2（1）④）
第1の4（1）①二の規定を準用する。
- ③ 賃金改善実施期間（別紙様式5－1の2（1）⑤）
原則として、4月から翌年の3月までの期間とする。
- ④ 賃金改善を行う賃金項目及び方法（別紙様式5－1の2（2））
第1の4（1）①四の規定を準用する。

（2）キャリアパス要件等に係る記載（別紙様式5－1の3または4）

処遇改善加算（IV）を取得する障害福祉サービス事業者等は、第1の4（1）②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかの事項を障害福祉サービス等処遇改善計画書に記載すること。ただし、職場環境等要件のうち「処遇改善加算を算定する年度に実施する」とあるのは「平成20年10月から届出をする日の属する月の前月までに実施した」と読み替えるものとする。

3. 準用

「第1 福祉・介護職員処遇改善加算（I）～（III）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算」のうち、「2. 処遇改善加算において対象となる職種」、「3.

処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等」、「5. 実績報告書等の作成」、「6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示」、「7. 都道府県知事等への届出」、「8. 令和3年度当初の特例」、「9. 都道府県知事等への変更等の届出」、「10. 処遇改善加算等の停止」、「11. 処遇改善加算等の取得要件の周知・確認等について」、「13. その他」の規定は、処遇改善加算（IV）及び（V）について準用する。ただし、処遇改善加算（V）を算定している場合においては、「9. 都道府県知事等への変更等の届出」のうちキャリアパス要件等届出書に関する規定を除くものとする。

また、「7. 都道府県知事等への届出」のうち「別紙様式2－2又は2－3」とあるのは「別紙様式5－2」に、「別紙様式2－1から2－3」とあるのは「別紙様式5－1及び5－2」と読み替えるものとする。